

「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第二条第一項ただし書の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するもの」（案）に関する意見の募集について

令和8年7月21日

内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省
農林水産省・経済産業省・国土交通省

内閣府では、「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第二条第一項ただし書の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するもの」の制定を検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、下記の要領で御意見を募集いたします。皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

記

1 意見募集対象

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第二条第一項ただし書の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するもの（案）の概要

2 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

3 意見募集期間（意見募集開始日時及び終了日時）

令和8年7月21日（火）午前0時～令和8年8月25日（火）午前0時（必着）

4 意見提出先・提出方法

日本語にて、以下いずれかの方法で送付してください。

※お電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

（1）インターネット上の意見募集フォーム

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームからご提出ください。

※意見提出フォーム内の案内に従って御記入ください。

※文字化けを防ぐため、半角カナ、丸文字、特殊文字は使用しないでください。

（2）郵送

別紙の意見提出用紙に記載の項目を御記入の上、下記の住所宛てにお送りください。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-4-6

内閣府政策統括官（サイバー安全保障担当） 付

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第二条第一項ただし書の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するもの担当宛て

※封書の場合は、必ず封書表面に「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第二条第一項ただし書の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するもの（案）に関する意見在中」と記入してください。

5 その他

〈意見の取扱いについて〉

意見募集対象以外の御意見及び頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。頂いた御意見は、御意見に付記された氏名、メールアドレス等の個人情報を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された氏名、メールアドレス等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

〈電子メールでの提出について〉

「4 意見提出先・提出方法」に記載の手段での意見提出が困難な場合には、メールでの提出も可能ですので、以下のメールアドレスに送信してください（意見募集期間内必着）。

メールアドレス：R8public_comment※cyber.go.jp

※スパムメール防止のため、@を「※」としております。送信の際には恐れ入りますが、「※」を「@」（半角）に変換し、お送りください。

※件名は「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第二条第一項ただし書の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するもの（案）に関する意見」としてお送りください。

※メール本文に郵便番号（任意）、住所（任意）、氏名（法人にあっては、その名称等）（任意）、電話番号（任意）、メールアドレス（任意）及び御意見等を御記入ください。ウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができませんので、必ずメール本文に直接御記入ください。

6 お問い合わせ先

内閣府政策統括官（サイバー安全保障担当） 付

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第二条第一項ただし

書の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するもの担当

TEL：03-5253-2111

(別紙様式)

令和 年 月 日

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第二条第一項ただし書の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するもの（案）に関する意見

郵便番号（任意）	
住所（任意）	
氏名（法人にあつては、その名称等） （任意）	
電話番号（任意）	
メールアドレス （任意）	
御意見等 （別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付してください。）	